

諮問番号：諮問第 179 号

答申番号：答申第 179 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 24 条第 9 項の規定により準用する同条第 3 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は取り消されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

自分名義じゃないと分かっていたにもかかわらず、引っ越しをしたら貴方名義じゃないから払えないと言われ納得ができない。

それなら、引っ越しをする前にその話をする義務があるのではないか。そのせいで生活が困窮している。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分についての保護決定通知書（変更）には、本件処分の根拠となる規定、当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係は記載されておらず、これらを当然に知り得るような事情もないため、本件処分の理由の提示には不備があり、本件処分は違法又は不当なものとして認められる。よって、本件処分は取り消されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項本文は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないとしており、その趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便

宜を与えるところにあると解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである（最高裁判所第三小法廷平成 23 年 6 月 7 日判決・民集 65 卷 4 号 2081 頁参照）。

また、提示すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、被処分者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合を別として、理由付記として十分でないと言わざるを得ない（最高裁判所第三小法廷昭和 60 年 1 月 22 日判決・民集 39 卷 1 号 1 頁参照）。

本件において、処分庁は、本件住居の転貸借は認められておらず、賃貸人が一時的な取り扱いとして使用を黙認したにすぎず、建物賃貸借契約書の特約事項に基づき、賃借人である義兄が原状回復義務を負うことから、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号。以下「局長通知」という。）第 7 の 4 の(2)の A に定める住宅維持費の支給要件である「補修費等住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合」とは認められないことを理由として、本件処分を行ったと主張している。

しかしながら、本件処分についての保護決定通知書（変更）には、処分理由について、「却下（支給要件に該当しないため）」と記載されているのみであり、本件処分の根拠となる規定、当該規定の適用の原因となった具体的な事実関係は記載されておらず、これらを当然に知り得るような事情もない。

以上のことから、審査請求人は、本件処分において行われた理由提示では、本件処分に至った理由を了知しえないものと解され、本件処分の理由提示には不備があり、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は違法又は不当なものと認められる。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 1 項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 4 年 11 月 1 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項

の規定に基づく諮問を受け、令和4年12月1日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

申請に対して拒否処分をするときは、行政手続法第8条第1項の規定に基づき、理由を提示しなければならないとされている。

処分庁は、建物賃貸借契約書の特約事項に基づく原状回復義務を負うのは、賃借人である義兄であり、審査請求人には退去費用の支払い義務はなく、住宅維持費の支給要件（局長通知第7の4の(2)のア）を満たさないため本件処分を行った旨主張しているところ、本件処分に際し、保護決定通知書（変更）の理由欄に、「却下（支給要件に該当しないため）」としか記載しておらず、審査請求人は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がなされたかを了知することはできないというべきである。すなわち、本件処分の理由の提示は、行政手続法第8条第1項に規定する理由の提示としては不十分である。

よって、本件処分に存するこれらの瑕疵に照らし、本件処分は取り消されるべきである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也